

## 山梨市建設工事の中間前金払取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山梨市財務規則（平成17年山梨市規則第42号。以下「規則」という。）第65条の規定による建設工事に要する経費の前払金に追加して実施する前金払（以下「中間前金払」という。）の取扱いについて、規則及び山梨市建設工事執行規則（平成17年山梨市規則第113号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(中間前金払の対象)

第2条 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事のうち、工事1件の請負代金の額が1,000万円以上かつ工期が100日以上のものであるものとする。

(中間前金払の要件)

第3条 中間前金払は、次の要件をすべて満たしている場合に支出するものとする。

- (1) 前金払を受けていること。
- (2) 工期の2分の1を経過していること。
- (3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

2 前項の規定は、債務負担行為又は継続費（以下「債務負担行為等」という。）に係る契約について準用する。この場合において、同項中「工期」とあるのは「当該会計年度の工事実施期間」と、「工程表により工期の2分の1を経過」とあるのは「工程表により当該会計年度の工事実施期間の2分の1を経過」と、「既に行われた当該工事」とあるのは「既に行われた当該会計年度の工事」と、「請負代金額」とあるのは「当該会計年度における年割額」と読み替えるものとする。

(中間前払金の割合等)

第4条 中間前金払の額は、請負代金額の10分の2を超えない額で、かつ、1億円を限度とし支払いは万単位で行う。この場合において、1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 債務負担行為等の2年以上にわたる契約における中間前金払は、当該債務負担行為等の各年度の年割額に相当する部分の建設工事等の金額に対してすることができる。

(中間前金払の申請等)

第5条 中間前金払を受けようとする者（以下「受注者」という。）は、中間前金払の認定請求書（別紙様式2）に、山梨市建設工事請負契約約款第11条に基づく工事履行報告書（別紙様式1）を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の認定請求書が提出されたときは、第3条第1項各号の要件を満たしているか否かを7日以内に調査し、その結果が妥当と認められる場合は、認定調書（別紙様式3）により、受注者へ通知するものとする。

3 前項の認定を受けた受注者が中間前金払を受けようとするときは、中間前金払請求書（様式第19-2号）に保証事業会社の保証証書を添えて市長に提出しなければならない。

4 中間前金払は、中間前金払請求書を受理してから14日以内に行うものとする。

(中間前金払額の変更)

第6条 市長は、中間前金払を行った後、契約内容の変更により請負代金額に著しい増額が生じたときは、変更後の中間前金払の額に相当する額から既に支払った中間前金払の額を差し引いた金額以内の中間前金払の額を追加して支払うことができる。この場合において、中間前金払の申請及び支払いの方法は、前条の規定を準用する。

2 中間前金払の支払いを受けた受注者は、変更後の請負代金額が当初の請負代金額より著しく減額した場合において、既に支払いを受けた前金払の額が変更後の請負代金額の10分の6を超えたときは、その超過した額を変更契約の協議が成立した日から30日以内に返還しなければならない。ただし、市長は、本項の期間内に部分払の支払いをするときは、その支払額からその超過した額を控除することができる。

3 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが中間前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、市長と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、市長が定め、中間前払金を受けた受注者に通知する。

(中間前金払の用途制限)

第7条 中間前払金は、当該工事等の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事等において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額以外の経費に充てることはできない。

(中間前金払の返還)

第8条 中間前金払を受けた受注者が、次の各号のいずれかに該当するときは、中間前払金の全部又は一部を返還しなければならない。

(1) 中間前払金を前条に規定する経費以外の経費に充てたとき。

(2) 契約を解除したとき。

(3) 受注者の責めに帰すべき理由によって、契約履行の進捗が著しく遅延したと認められたとき。

(4) 保証契約を解除したとき。

(5) その他市長が特に必要と認めたとき。

(債務負担行為等に係る特例)

第9条 債務負担行為及び継続費（以下「債務負担行為等」という。）に係る2年以上にわたる工事請負契約については、その年割額が当該年度内に支出できる見込みのものについて、当該年割額を対象として中間前金払をすることができるものとする。

2 中間前金払を選択した場合においても、債務負担行為等に係る工事における各年度の出来高予定額（最終年度に係るものを除く。）に係る当該年度末の出来高に対する部分払及び繰越に係る工事における年度末の部分払については、当該年度の出来高に対して部分払をすることができるものとする。この場合において、年度末出来高払を行うか否かについて、市長と受注者が協議のうえ決定するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、施行日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。